

## 旭川市水道局入札監視委員会設置要綱

### (目的)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、旭川市水道局(以下「局」という。)の入札・契約手続における公正性の確保と客観性及び透明性の向上を図るため、旭川市水道局入札監視委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 局が発注した建設工事並びに測量及び工事に係る調査、設計の委託業務(以下「建設工事等」という。)の契約に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 局が発注した建設工事等の契約の中から委員会が抽出したのものに関し、一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由、指名競争入札に係る指名の理由及び随意契約とした理由並びに入札・契約手続等についての審議を行うこと。
- (3) 局が発注した建設工事等に係る一般競争入札、指名競争入札及び随意契約における入札・契約手続並びに局が行った指名停止等の措置に係る再苦情について審議し、審議結果を報告すること。
- (4) 局が行った談合情報対応についての報告を受け、必要と認めた場合は審議を行うこと。
- (5) その他入札及び契約手続等の適正化を図るため水道事業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認める事項について審議を行うこと。

### (委員会の委員及び任期)

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審議その他の事務を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから管理者が依頼する。

- 2 委員会は、委員3人をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任できるものとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

( 会議 )

第 5 条 委員会は，委員長が招集する。

- 2 委員会は，委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は，その会務を遂行するために必要があると認めるときは，委員以外の者の出席を求め，説明又は意見を聴くことができる。
- 4 会議の議事について可否を決する必要がある場合は，出席委員の過半数で決し，可否同数の場合は，委員長の決するところによる。
- 5 第 2 条第 1 号及び第 2 号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は，原則として，6 か月に 1 回開催する。
- 6 第 2 条第 3 号から第 5 号の事務に係る会議は，必要に応じ開催する。

( 抽出の委任 )

第 6 条 委員会は，第 2 条第 2 号の抽出に関する事務を，あらかじめ指名した委員に委任することができる。

- 2 委任を受けた委員は，定例会議において，自ら行った抽出結果の報告を行わなければならない。

( 意見の具申又は勧告 )

第 7 条 委員会は，第 2 条各号の事務に関し，報告の内容又は審議した対象工事に係る理由及び入札・契約手続等に不適切な点若しくは改善すべき点があると認めるときは，必要な範囲で，管理者に対して意見の具申又は是正の勧告を行うことができる。

- 2 委員会は，前項の意見の具申又は是正の勧告を行った場合には，公表する。

( 再苦情の審議 )

第 8 条 委員会は，第 2 条第 3 号の事務に関し，管理者から審議の依頼があったときは，会議を開催し，審議を行う。

- 2 委員会は，前項の審議を終えたときは，意見書を作成し，管理者に報告するとともに，これを公表する。
- 3 前項の報告は，再苦情の申立てがあった日の翌日から起算して 5 0 日以内に行わなければならない。

( 委員の除斥 )

第 9 条 委員は，第 2 条第 2 号から第 4 号までの事務に関しては，自己又は 3 親等以内の親族の利害に関係ある事項の審議に加わることができない。

( 守秘義務 )

第 1 0 条 委員は，職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、上下水道部経理課契約係において行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月11日から施行する。